



# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立充通新町西入敷ノ内町  
 発行所 京都府  
 政策法務課  
 電話 (075) 414-4037  
 〒602-8048 京都市上京区下立充通小川東入  
 印刷所 中西印刷株式会社  
 電話 (075) 441-3155

## 目次

### 告示

	ページ
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正	(会計課) 903
○京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示(産業振興課)	〃
○職場適応訓練委託要綱の一部を改正する告示	(雇用推進課) 904
○特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量	(水産課) 〃
○保安林の指定	(丹後広域振興局) 905
○公共測量の実施	(用地課) 〃
○河川区域の廃止による廃川敷地	(南丹土木事務所) 906
○重要開発調整池の設置の完了	(河川課) 〃

### 公示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(中小企業総合支援課) 〃
----------------------	---------------

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧  
 (森の保全推進課) 907

○都市計画法に基づく工事完了(建築指導課、乙訓土木事務所、山城南土木事務所、南丹土木事務所) 909

### 府議会

○京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会派異動届

○府議会定例会の開閉

○意見書

### 教育委員会

○京都府立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

### 公安委員会

○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正

## 告示

### 京都府告示第626号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示(令和6年京都府告示第374号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

表株式会社N T Tデータの項中

京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)別表第1の74の項から78の項までに掲げる手数料

京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)別表第1の74の項から78の項までに掲げる手数料

京都府・市町村共同電子申請サービスを利用して納付する手数料及び当該申請に係る書類の送付に要する費用

に改める。



### 京都府告示第627号

京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年京都府告示第323号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「下請企業」を「受注企業」に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。



京都府告示第628号

職場適応訓練委託要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

職場適応訓練委託要綱の一部を改正する告示

職場適応訓練委託要綱（平成7年京都府告示第360号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「としての」を「として」に改め、同条第5号中「下請工場等の事業所へ」を「事業所に」に、「へ雇用する」を「に雇用する」に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。



京都府告示第629号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年12月17日に定めた。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	京都府かたくちいわし漁業	15,000t の内数
うるめいわし対馬暖流系群	京都府うるめいわし漁業	58,000t の内数



## 京都府告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

1 保安林の所在場所

京丹後市久美浜町尉ヶ畑小字峠ノ谷10123の3から10123の7まで、10123の9、10123の10、10124の6

2 指定の目的

かん養  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

## 京都府告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

1 保安林の所在場所

宮津市字小松小字峠51、52、56から60まで、小字滝ノ水口61から64まで、小字寺山尾65、小字滝ノ水10003の乙、10004から10019まで、10019の1、10020、字中野小字滝ノ水77から79まで、79の1、80から84まで、84の1、字溝尻小字峠198、203、小字滝ノ水10037から10039まで、字国分小字峠尾733の1、733の2、734から736まで、小字峠748、748の1・749合併、752から756まで、小字滝ノ水757から774まで、10210から10215まで、10217、10218、10220、10221（次の図に示す部分に限る。）、10222、小字片山775、895、895の乙、小字杉山10170、10171、小字三谷10175、小字荒神10209

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小松小字峠57（次の図に示す部分に限る。）、58、59・字国分小字滝ノ水759（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、760から762まで、763・764・771から774まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

## 京都府告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

1 測量の地域

京都市伏見区、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町並びに相楽郡笠置町、和束町及び精華町

2 測量の期間

令和7年12月11日から令和8年8月31日まで

3 測量の種類

公共測量（航空レーザ測深）

## 京都府告示第633号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿

地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 検査の地域  
京都市伏見区、宇治市、八幡市及び久世郡久御山町
- 2 検査の期間  
令和7年12月16日から令和8年8月31日まで
- 3 検査の種類  
公共検査（航空レーザ測深）

#### 京都府告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である南山城村長から通知があった。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 検査の地域  
相楽郡南山城村全域
- 2 検査の期間  
令和7年12月22日から令和8年2月27日まで
- 3 検査の種類  
公共測量（数値地形図データ作成）

#### 京都府告示第635号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地が生じた。  
なお、その関係図面は、京都府南丹土木事務所に備えておく。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 河川の名称  
一級河川淀川水系東所川
- 2 廃川敷地が生じた年月日  
令和7年12月26日
- 3 廃川敷地の位置  
南丹市八木町八木北所96番及び野條131番
- 4 廃川敷地の種類及び数量  
土地 332.38平方メートル

#### 京都府告示第636号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 重要開発調整池の所在地

与謝郡伊根町字本坂小字コモ池谷口20番1、小字ユスリカ尾10003番、小字宮田10004番並びに小字ホモ池谷23番、24番、32番、32番1及び10005番

- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

伊根町

伊根町長 吉本 秀樹

与謝郡伊根町字日出651番地

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 株式会社関西ケーズデンキ

水戸市城南二丁目7番5号

代表取締役 細川 裕一郎

イ 株式会社山慶製作所

大阪市西区九条南三丁目2番16号

代表取締役 山本 浩平

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ向日町店

向日市上植野町尻引1の3

## (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 細川 裕一郎	令和7年6月19日	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社山慶製作所 大阪市西区九条南三丁目2番16号 代表取締役 山本 浩平	株式会社山慶製作所 大阪市西区九条南三丁目2番16号 代表取締役 山本 浩平	〃	小売業を行う者の代表者の変更のため

## 2 届出年月日

令和7年11月6日

## 3 縦覧場所

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

## 4 縦覧期間

令和7年12月26日から令和8年4月27日まで

## 5 意見書の提出先

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の観点から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

- (1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
サン開発株式会社  
代表取締役 水嶋 亨  
舞鶴市字和江880番地
- (2) 林地開発行為の目的  
土石の採掘（採石）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域  
舞鶴市字和江小字和江ノ谷10651番2ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
40.4ヘクタール
- (5) 期間
- ア 林地開発行為を行う期間  
令和8年6月21日から令和13年6月20日まで
- イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和50年12月19日から令和28年6月20日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
河川水量の増加及び濁水の発生	舞鶴市字和江及び宮津市字石浦地内的一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の排水は、防災池及び沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水するとともに、防災池及び沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
土砂の流出	〃	降雨により場内から流出する土砂を防災池及び沈砂池に集積するとともに、沈砂池に流入した土砂を定期的に除去する。
騒音の発生	〃	碎石プラント及び重機の不要な運転は、行わない。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。
粉じんの発生	〃	場内を定期的に散水し、粉じんの飛散を防止する。 周囲に残置森林を確保し、周辺区域との間に緩衝帯を設ける。
道路の汚れの発生	舞鶴市字和江地内的一部に存する国道178号（次の図のとおり）	場内からの出口付近においてタイヤ洗浄を実施し、運搬車両を洗

		淨する。 道路が汚れた場合は、適宜清掃をする。	(3) 林地開発行為をしようとする区域 京丹後市網野町掛津小字西山10012番ほか（次の図のとおり） (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 12.0ヘクタール (5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和8年6月6日から令和11年6月5日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 平成20年6月6日から令和14年3月31日まで (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有 (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置
交通量の増加	舞鶴市字和江及び宮津市字石浦地内的一部分に存する国道178号（次の図のとおり）	場内への出入りに際しては、安全運転に注意するよう、車両運転者への指導を徹底する。 場内への入口と出口を分け、入場車両による道路の停滞を防止する。	
(8) 縦覧場所			
ア 京都府農林水産部森の保全推進課			
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町			
イ 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課			
舞鶴市字浜2020			
ウ 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課			
京丹後市峰山町丹波855			
エ 舞鶴市産業振興部農林課			
舞鶴市字北吸1044番地			
オ 宮津市産業経済部農林水産課			
宮津市字柳縄手345番地の1			
カ サン開発株式会社			
舞鶴市字和江880番地			
(9) 縦覧期間			
令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで			
(10) 意見書の提出期間及び提出先			
ア 提出期間			
令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで			
イ 提出先			
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町			
京都府農林水産部森の保全推進課			
〒625-0036 舞鶴市字浜2020			
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課			
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855			
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課			
（「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。）			
2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地			
山川産業株式会社			
代表取締役 金本 範彦			
淡路市岩屋1320番地の4			
2(2) 林地開発行為の目的			
土石の採掘（けい砂）			

		<p>おいて泥分を沈下させる。</p> <p>必要な容量を確保するため、たまたま土砂を定期的に除去する。</p> <p>pH及びSSの水質検査を定期的に実施し、汚濁水流出防止の管理を行う。</p> <p>琴引浜への影響を調べるため、モニタリング調査を実施し、琴引浜の環境を見守る委員会に年2回報告する。</p>	<p>1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 城陽市中芦原13の8、13の9、14、18の4、20、市有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 城陽市中芦原14 社会福祉法人青谷学園</p> <p>2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 長岡京市神足堂ヶ内3、4、18、20、市有地 (関連区域) 長岡京市馬場見場走り12の4の一部、市有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 向日市上植野町落堀17の1 四辻木材興業株式会社</p> <p>3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 木津川市相楽川ノ尻83の一部、84、85、86の1、86の4、90の1、92の1、92の5、119、市有地 (関連区域) 木津川市相楽川ノ尻86の5の一部、86の6の一部、90の5の一部、92の4の一部、市有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都千代田区二番町8の8 株式会社セブン・イレブン・ジャパン</p>
騒音の発生	京丹後市網野町掛津 地内の一部に存する範 囲（次の図のとおり）	<p>重機、運搬車両等の アイドリングを禁止す る。</p> <p>低騒音仕様の重機の 使用に努める。</p>	<p>4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 南丹市園部町横田五号7の1 (関連区域) 南丹市園部町横田五号206の一部</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 南丹市園部町横田一号10 羽山建設株式会社</p>

## (8) 縦覧場所

- ア 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立壳通新町西入敷ノ内町
- イ 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興  
課  
京丹後市峰山町丹波855
- ウ 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- エ 山川産業株式会社  
京丹後市網野町掛津630番地

## (9) 縦覧期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）  
まで

## (10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日  
(月)まで
- イ 提出先  
〒602-8570 京都市上京区下立壳通新町西入敷  
ノ内町  
京都府農林水産部森の保全推進課  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興  
課  
(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所に  
おいて縦覧に供する。)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に  
関する工事が次のとおり完了した。

令和7年12月26日

京都府知事 西脇 隆俊

## 府議会

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

京都府議会議長 荒巻 隆三

京都府議会個人情報保護条例施行規程の一部を改  
正する規程

京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月  
31日制定）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第9号様式及び別記第14号様式  
中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに  
限ります。）」を削る。

## 附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和7年12月26日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

会派の名称	異動年月日	異動事項	新	旧
自由民主党 京都府議会 議員団	令 7.12.17	所属議員の数	26名	27名

#### 1 府議会定例会の開閉

令和7年12月1日に招集された12月府議会定例会は、令和7年12月17日閉会した。

#### 2 意見書

令和7年12月17日次の意見書を可決した。

- (1) 地方税財源の充実確保を求める意見書
- (2) 巨大災害発生への対応体制整備を求める意見書
- (3) 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書
- (4) 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書
- (5) 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

---

#### 教 育 委 員 会

---

#### 京都府教育委員会教育長訓令第6号

府立学校

京都府立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

#### 京都府立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（情報処理システムを利用する場合の適用除外）

5 情報処理システムを利用して申請及び届出を行う場合にあっては、当分の間、第5条第1項から第5項まで、第6条、第7条、第9条及び第12条第1項の規定は、適用しない。

#### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

---

#### 公 安 委 員 会

---

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

#### 京都府公安委員会規則第15号

#### 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年京都府公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第10号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

---

#### 京都府警察本部告示第144号

---

#### 京都府警察本部告示第34号

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年京都府警察本部告示第34号）の一部を次のように改正し、令和8年1月5日から施行する。

令和7年12月26日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

別記様式第1号、別記様式第10号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。